

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）2月24日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
- (2) 第12条第1項ただし書中「63万円」を「65万円」に改める。
- (3) 第15条の2中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。
- (4) 第15条の2の2第1項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。
- (5) 第17条第3項中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加える。
- (6) 第19条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。
- (7) 第19条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保

険者均等割額は、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

3 第19条第1項の規定により基礎賦課額を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児が属する場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を減額して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、「第19条第1項」とあるのは「第19条第3項において準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の減額措置を新設するほか、保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げる等のため、本案を提出する。